

東京都立多摩職業能力開発センター昼食弁当販売に係る業者公募要項

1 趣旨

東京都立多摩職業能力開発センター（以下「センター」という。）の生徒等の昼食に係る利便性向上を図るために、昼食弁当販売業者の公募を行う。

2 センター概要

所在地：東京都昭島市東町三丁目6番33号

生徒数(定員)： 1年コース： 135名(年1・2回入校)

6か月コース： 400名(年2・4回入校)

2か月コース： 50名(年10期入校)

年間合計： 585名

3 弁当販売に係る基本方針

(1) サービスの内容

(ア) 美味しく、栄養バランスのとれた食事の提供

(イ) 適正な料金設定

(2) サービスの提供体制

(ア) 適正な従業員配置

(イ) 適正な食品衛生管理

(ウ) 従業員への徹底した教育・訓練体制

4 弁当販売業務の仕様

(1) 販売期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで。

(2) 販売日

原則として、祝日を除く月曜日から金曜日。

夏季休業（約2週間）、冬季休業（約10日間）、入校選考日、その他月1、2回程度の午後休校日は除く。ただし、休校日においても職員向けの販売はできる限り行うものとし、具体的には当センターと協議すること。

※月末に翌月の休校日を連絡する。

(3) 販売場所

多摩職業能力開発センター 2階 ラウンジ

(4) 販売方法

弁当の注文方法は、販売前日に販売場所へ予約票を設置して行うか、販売当日の朝に電話受付により行うこと。（事前注文なく販売することも可能）

原則として、12時15分から13時15分の昼休み時間に、購入者本人が弁当と引き換えに現金を支払う。（当センターでは現金の取りまとめを行わない）

(5) 弁当の調理

弁当は販売当日に調製すること。

(6) 弁当の配達

上記指定場所および指定時間までに（安全・衛生管理のためできるだけ専用の保冷車等で）配達すること。

(7) 容器等の回収

食後の容器（使い捨てのものも含む）及び割り箸や残菜等のゴミは、上記指定の場所から当日中に回収すること。

5 応募条件

(1) 必要な許可を受け、引き続き3年以上、東京都又は近隣県で弁当販売業務を行った実績を有し、現在も誠実に業務を行っていること。

(2) 東京都又は近隣県に食数に応じた調理施設・設備を有し、HACCPに沿った衛生管理を行っており、センターに60分以内に配達ができること。

- (3) 調理従事者として調理師を配置し、食品衛生責任者による定期的な安全・衛生管理の研修、調理従事者等の健康診断（年1回以上）・検便（月1回以上）の実施、調理施設の安全・衛生面の徹底がなされていること。
- (4) 過去3年以内に食中毒などの事故を起こしたことがないこと。（（ただし、事故後の対応が適切になされている場合を除く。））
- (5) 販売期間を通じて弁当販売を行えること。

6 提出書類

- (1) 会社案内（事業案内）

以下の事項を確認できる書類

- ・企業理念（経営方針）、創立（創業）年月日、資本金（出資総額）、事業内容、事業所所在地、従業員数及びその内訳、事業種目、事業実績、主な取引先など記載されているもの

- (2) 現在の弁当のメニュー

献立表や弁当の写真など（チラシ、販売促進パンフレット等でも可）

- (3) 昼食用弁当販売に係る事業者の公募申込書

- (4) 食中毒事故事例の報告

過去3年以内に事故がなかった場合には、その旨の報告。

過去3年以内に事故があった場合には、発生時期と事故の内容及び対応。

- (5) 食品衛生法上の営業許可証の写し（当該販売期間有効期限のもの）

7 書類の提出期限等

- (1) 提出期限

令和8年1月7日（水）（郵送の場合は必着）

- (2) 提出方法

持参又は郵送

- (3) 提出先

〒196-0033 東京都昭島市東町三丁目6番33号

東京都立多摩職業能力開発センター 訓練課 能力開発担当

8 採用事業者の決定

応募者の採否は令和8年2月初旬に連絡予定

9 その他

- (1) 弁当販売業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 弁当販売業務の仕様は、販売状況により、協議の上変更する場合がある。
- (3) 販売業務開始後であっても、「5 応募条件」にある各号を満たさなくなった場合、販売許可を取り消す場合がある。
- (4) 弁当販売に関して発生した事故については、補償問題等も含めて販売業者の対応となる。

【問い合わせ先】

〒196-0033 東京都昭島市東町三丁目6番33号

東京都立多摩職業能力開発センター

訓練課 能力開発担当

電話 042-500-8700